

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

関連通知集

平成23年3月

岡山県

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律関連通知集

目 次

○岡山県持続的農業導入計画認定要領	1
○持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針	24
持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針 別表	28
水稻、麦類	28
大豆、小豆	29
そば、茶	30
飼料用米、WCS用イネ	31
いぐさ	32
もも、ぶどう	33
みかん、なし	34
キウイフルーツ、いちじく	35
うめ、かき	36
なす、トマト	37
ほうれんそう、ねぎ	38
かぶ、しゅんぎく	39
こまつな、みずな	40
さんとうさい、チングンサイ	41
いちご、きゅうり	42
キャベツ、はくさい	43
レタス、だいこん	44
にんじん、たまねぎ	45
かぼちゃ、ピーマン	46
アスパラガス、紅ずいき	47
ブロッコリー、にら	48
とうがん、ズッキーニ	49
バレイショ、スイートコーン	50
ごぼう、ミニトマト	51
にんにく、トレビス	52
きつまいも、さといも	53
しょうが、やまのいも	54
きく、カーネーション	55
○持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律関連法令	56
持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画 様式	64
○通達及び岡山県持続的農業導入計画認定要領	68
○農作物別導入技術一覧表	80

岡山県持続的農業導入計画認定要領

平成13年3月26日
農 嘗 第 8 4 6 号
農林水産部長通知

最終改正：平成21年8月19日
農 嘗 第 3 7 5 号

第1 目的

この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年7月28日法律第110号。以下「法」という。）、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年10月22日農林水産省令第69号。以下「規則」という。）及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行について（平成11年10月25日11農産第6789号。以下「通達」という。）に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 導入計画の申請等

導入計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、導入計画認定申請書（様式第1－1号）に導入計画書（規則第2条に定める別記様式）等を添付のうえ、当該農地の所在地を管轄する県民局長へ提出するものとする。

- 2 農業普及指導センター所長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、導入計画の作成等に当たっての指導・助言を行うものとする。
- 3 県民局長は、認定申請があったときは、申請者の農地を管轄する市町村長へ通知するとともに、知事へ報告するものとする。（様式第2、3号）

第3 導入計画の認定

県民局長は、規則第4条及び通達第7に定める認定基準（別紙1）等に照らして適当と認める場合は、導入計画を認定し、申請者に対し認定通知書（様式第4－1号）を送付するとともに、関係市町村等への通知及び知事への報告を遅滞なく行うものとする。（様式第5、6号）

- 2 県民局長は、前項の導入計画の認定に当たっては、原則として農林水産事業部（農畜産物生産課及び農業普及指導センター）等関係部署の職員で構成する認定審査会を開催し、その意見を聞くものとする。ただし、認定審査会の審査長が認めたときは、認定審査会の開催を省略することができる。
- 3 認定審査会は、必要に応じて、現地を調査するとともに、関係機関から意見を聞くものとする。
- 4 導入計画の認定期間は、認定した日から5年とする。
- 5 導入計画の認定を受けた者（第4の再認定及び第5の変更認定を受けた者を含む。）

以下「認定農業者」という。) は、認定を受けた導入計画(第4の再認定及び第5の変更認定を受けた導入計画を含む。以下「認定導入計画」という。)について、変更(第5第2項に規定する重要な変更を除く。)が生じたときは、遅滞なくその旨を県民局長に届出なければならない。また、その導入計画を廃止したときも、同様とする。

(様式第7号)

第4 導入計画の再認定

導入計画を全うした者は、認定期間が満了した場合にあって、再び導入計画の認定を受けようとするときは、第2第1項に準じて、改めて導入計画の認定申請(以下「再認定の申請」という。)を行うことができる。(様式第1-2号)

- 2 再認定の申請は、原則として、認定期間満了の30日前までに行うものとする。
- 3 県民局長は、再認定の申請があったときは、第2第3項に準じた手続きを行うものとする。(様式第2、3号)
- 4 再認定の申請に関する審査及び認定の手続きは、第3に準じて行うものとする。(様式第4-2、5、6号)
- 5 導入計画の再認定の認定期間は、再認定した日から5年とする。

第5 導入計画の変更認定

認定農業者は、認定導入計画の重要な変更を行う場合は、変更認定申請書(様式第1-3号)を県民局長に提出しなければならない。

- 2 認定を受けた導入計画の重要な変更を行う場合とは、次のいずれかに該当するときに限るものとする。
 - 一 持続性の高い農業生産方式を導入する作物の変更及び追加
 - 二 持続性の高い農業生産方式を導入する作物の面積の変更
 - 三 持続性の高い農業生産方式を構成する技術の変更
 - 四 持続性の高い農業生産方式の導入を達成するために必要な機械・施設整備計画の変更
 - 五 持続性の高い農業生産方式の導入を達成するために必要な資金調達計画の変更
- 3 県民局長は、認定導入計画の変更認定申請があったときは、第2第3項に準じた手続きを行うものとする。(様式第2、3号)
- 4 認定導入計画の変更に関する審査及び認定の手続きは、第3に準じて行うものとする。(様式第4-3、5、6号)
- 5 認定導入計画の変更認定の認定期間は、変更認定した日から変更前の認定期間の末日までとする。

第6 認定の取り消し

県民局長は、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められる場合には、(別紙2)の基準に照らしてその認定を取り消すことができる。(様式第8号)

第7 援助

農業普及指導センターは、申請者の導入計画作成についての指導・助言のほか、認定後も同計画が円滑に達成できるよう巡回による技術指導等に努めるものとする。

第8 実施状況の報告

認定農業者は、原則として認定期間が満了する30日前までに、県民局長あてに実施状況の報告を行うものとする。(様式第9、10号)

- 2 第4により導入計画の再認定を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、再認定の申請の際は、当該報告を併せて行うものとする。(様式第10号)
- 3 県民局長は、前二項の規定にかかわらず、必要に応じて、認定農業者に対して認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、その他必要な事項については、農林水産部長が別に定める。

附則

この要領は平成13年3月26日から施行する。

この要領は平成17年4月1日から施行する。

この要領は平成18年4月1日から施行する。

附則 (平成21年8月19日農營第375号)

- 1 この要領は平成21年10月1日から施行する。
- 2 この一部改正要領の施行前に改正前の規定によりした処分、手続きその他の行為は、この要領による改正後の相当規定によってしたものとみなす。

認定の基準

岡山県持続的農業導入計画認定要領第3で定める認定基準は、次の4項目の基準をすべて満たすものとする。

- (1) 導入計画が導入指針に照らして適切なものであること。(規則第4条第1号)

具体的には、導入しようとする生産方式が、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針(平成12年3月1日 農営第721号。)で示した作物別・地域別の持続性の高い農業生産方式の内容に合致していることを要件とするが、有機資材施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術の3つの区分に記載された技術からそれぞれ1つ以上の技術が実施されること。また、新たな技術の導入が1つ以上あること。

- (2) 導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の相当部分を占めていること。(規則第4条第2号)

具体的には持続性の高い農業生産方式を導入しようとする作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該作物の作付け面積全体のおおむね5割以上を占めていること。

なお、導入計画における作物ごとの最低面積は1aとする。

- (3) 導入計画の達成される見込みが確実であること。(規則第4条第3号)

具体的には、導入計画が、申請者の技術、経営能力、事業・資金計画等から総合的に見て実現性が高いこと。

- (4) 法第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が同項第1号の目標を達成するため適切なものであること。(規則第4条第4号)

具体的には、持続性の高い農業生産方式の内容からみて設置する施設の規模、購入する機械や資材の種類が適切なものであるか等導入計画に記載されている措置が導入計画に記載されている目標を達成するために適切なものであること。

取り消しの基準

岡山県持続的農業導入計画認定要領第6で定める認定の取り消しの基準は、次のとおりとする。

- (1) 県民局長は、認定農業者が導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、法第5条第2項の規定により、その認定を取り消すことができる。

具体的には、認定農業者の実際の営農行為が導入計画に記載されている持続性の高い農業生産方式と、①対象作物、②生産方式を構成する技術、③導入に必要な施設・機械・資材等の点で異なる場合、県民局長は、認定農業者に対して計画の変更を指導・助言するが、この場合において、認定農業者が計画変更を行わないときは、認定を取り消すことができる。ただし、県民局長は、天候不順等により、その地域の作物において病害虫の多発が懸念されたため、やむを得ず農薬を散布した場合などの個別の事情を踏まえて、認定計画の取り消しを総合的に判断するものとする。

岡山県持続的農業導入計画認定要領 様式

(様式第1-1号)

持続的農業導入計画認定申請書（新規認定）

年 月 日

○○県民局長 殿

住所

氏名

印

電話

岡山県持続的農業導入計画認定要領第2の規定により、次のとおり導入計画の認定を申請します。

記

1 申請作物名

2 添付資料

- (1) 導入計画書（規則第2条別記様式による）
- (2) 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図（各ほ場で栽培する作物名が分かるもの）
- (3) 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壤診断結果

(様式第1-2号)

持続的農業導入計画認定申請書（再認定）

年 月 日

○○県民局長 殿

住所

氏名

印

電話

岡山県持続的農業導入計画認定要領第4の規定により、次のとおり導入計画の認定を申請します。

記

1 申請作物名

2 添付資料

- (1) 導入計画書（規則第2条別記様式による）
- (2) 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図（各ほ場で栽培する作物名が分かるもの）
- (3) 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壤診断結果
- (4) 導入計画の実施状況（様式第10号による）

* (2) (3) は申請の内容により提出

(様式第1-3号)

持続的農業導入計画認定申請書（変更認定）

年 月 日

○○県民局長 殿

住所

氏名

印

電話

年 月 日付け岡山県指令 第 号で認定の通知のあった持続的農業導入計画について、次のとおり変更したいので、岡山県持続的農業導入計画認定要領第5の規定により、その変更認定を申請します。

記

1 計画変更の内容

2 変更の理由

3 添付資料

- (1) 導入計画書（規則第2条別記様式による）
 - (2) 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図（各ほ場で栽培する作物名が分かるもの）
 - (3) 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壤診断結果
- * (2) (3) は申請の内容により提出

(様式第2号)

番号
年月日

市町村長 殿

○○県民局長

持続的農業導入計画の認定申請について（通知）

このことについて、次のとおり認定申請書の提出がありましたので通知します。
なお、導入計画が認定された場合には、改めて通知します。

記

1 申請者一覧

氏名	住所	備考

注：備考欄に区分（新規、変更、再認定の別）、申請作物名等の概要を記載

2 導入計画書

別添のとおり

(様式第3号)

番号
年月日

農林水産部長 殿

○○県民局長

持続的農業導入計画認定申請書の提出について（報告）

このことについて、次のとおり認定申請書の提出がありましたので報告します。

記

1 申請者一覧

氏名	住所	備考

注：備考欄に区分（新規、変更、再認定の別）、申請作物名等の概要を記載

2 導入計画書

別添のとおり

(様式第4-1号)

岡山県指令 第 号

認定農業者住所
認定農業者氏名

持続的農業導入計画認定通知書（新規認定）

年 月 日付で申請のあった導入計画については、岡山県持続的農業導入計画認定要領第3の規定により認定しましたので、通知します。

年 月 日

○○県民局長

（認定条件）

1 認定の内容

年 月 日付で申請のあった認定申請書（新規認定）に記載のとおりとする。

2 認定期間

年 月 日から 年 月 日

3 その他

当該計画の認定は、あなたが生産した生産物についての認証を行っているものではありません。生産物の販売に当たって、消費者が購入する際に、その生産物が認証されたものであるかのような誤解を生じる表示をすることは、消費者の選択を混乱させるおそれがありますので、生産物の表示には十分注意してください。

(様式第4-2号)

岡山県指令 第 号

認定農業者住所
認定農業者氏名

持続的農業導入計画認定通知書（再認定）

年 月 日付で申請のあった導入計画については、岡山県持続的農業導入計画認定要領第4の規定により認定しましたので、通知します。

年 月 日

○○県民局長

（認定条件）

1 認定の内容

年 月 日付で申請のあった認定申請書（再認定）に記載のとおりとする。

2 認定期間

年 月 日から 年 月 日

3 その他

当該計画の認定は、あなたが生産した生産物についての認証を行っているものではありません。生産物の販売に当たって、消費者が購入する際に、その生産物が認証されたものであるかのような誤解を生じる表示をすることは、消費者の選択を混乱させるおそれがありますので、生産物の表示には十分注意してください。

(様式第4-3号)

岡山県指令 第 号

認定農業者住所
認定農業者氏名

持続的農業導入計画認定通知書（変更認定）

年 月 日付で申請のあった導入計画については、岡山県持続的農業導入計画認定要領第5の規定により認定しましたので、通知します。

年 月 日

○○県民局長

（認定条件）

1 認定の内容

年 月 日付で申請のあった認定申請書（変更認定）に記載のとおりとする。

2 認定期間

年 月 日から 年 月 日

3 その他

当該計画の認定は、あなたが生産した生産物についての認証を行っているものではありません。生産物の販売に当たって、消費者が購入する際に、その生産物が認証されたものであるかのような誤解を生じる表示をすることは、消費者の選択を混乱させるおそれがありますので、生産物の表示には十分注意してください。

(様式第5号)

番号
年月日

市町村長殿

〇〇県民局長

持続的農業導入計画の認定について（通知）

このことについて、次のとおり認定しましたので通知します。

記

1 認定者一覧

氏名	住所	備考

注：備考欄に区分（新規、変更、再認定の別）、申請作物名等の概要を記載

2 認定通知書の写し
別添のとおり

(様式第6号)

番号
年月日

農林水産部長 殿

○○県民局長

持続的農業導入計画の認定について（報告）

このことについて、次のとおり認定しましたので報告します。

記

1 認定者一覧

氏名	住所	備考

注：備考欄に区分（新規、変更、再認定の別）、申請作物名等の概要を記載

2 認定通知書の写し

別添のとおり

(様式第7号)

持続的農業導入計画変更（廃止）届出書

年 月 日

○○県民局長

住所

氏名

印

(代理人)

電話

年 月 日付け岡山県指令 第 号で認定の通知のあった持続的農業導入計画について、次のとおり変更（廃止）したので、届出ます。

記

1 変更（廃止）の内容

(様式第8号)

岡山県指令 第 号

認定農業者住所
認定農業者氏名

持続的農業導入計画認定取消通知書

年 月 日付け岡山県指令 第 号で認定した導入計画について、岡山県持続的農業導入計画認定要領第6の規定により、次のとおり認定を取り消します。

年 月 日

○○県民局長

記

1 取り消しの理由

2 取り消しの内容

3 その他必要な事項

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に書面又は口頭により県知事に対し、審査請求をすることができます。また、処分取り消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができますが、処分があった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り提起することができません。

(様式第9号)

持続的農業導入計画実施状況報告書

年 月 日

○○県民局長 殿

住所

氏名

印

電話

岡山県持続的農業導入計画認定要領第8の規定により、次のとおり導入計画の実施状況について報告します。

記

1 認定作物

2 添付資料

導入計画の実施状況（様式第10号）

(参考様式)

持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壤診断結果

*持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壤診断の項目については、土壤や栽培条件によって変わってきますので、詳細については、農業普及指導センター等と相談してください。
なお、一般的な診断項目の目安は次のとおり。

区分	診断項目	田	畠
化 学 性	土壤PH	○	○
	電気伝導度 (E C)	○	○
	腐植	△	△
	陽イオン交換容量 C E C	△	○
	無機態窒素	アンモニア性窒素	○
		硝酸性窒素	△
	可給態窒素	△	△
	全窒素	△	△
	交換性塩基	C a O	△
		M g O	△
		K ₂ O	△
	可給態りん酸	△	△
	可給態ケイ酸	△	
	遊離酸化鉄	△	
物 理 性	土壤の種類	○	○
	作土の厚さ	○	○
	最大密度	○	○

○：必要と考えられる項目
△：その他任意の項目

(様式第10号)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する実施状況

(認定年月日: 年 月 日)

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する実績

(1) 農業経営の概況

	水田	普通畑	樹園地	その他	合計
経営面積	a	a	a	a	a
労働力	農業従事者 男 人(うち専従者 人)	人(うち専従者 人)	女 人(うち専従者 人)		

注 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 作物別生産方式別導入面積

	目標(計画時)	実績(年)	備考
生産方式導入作物	a	a	
	a	a	
小計			
その他作物			
合計			

注1 目標は計画時の目標年欄の数値を記入すること。また、実績は報告年の数値を記入すること。(以下同じ。)

2 「生産方式導入作物」の上段には、導入した農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。

3 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しなかった農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容

作物名	収量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用の量・回数
	目標 (計画時) kg/10a	有機質資材施用技術目標	t/10a kgN/10a
		実績	t/10a kgN/10a
	実績 kg/10a	化学肥料低減技術目標	kgN/10a
		実績	kgN/10a
		化学農薬低減技術目標	回
		実績	回
	目標 (計画時) kg/10a	有機質資材施用技術目標	t/10a kgN/10a
		実績	t/10a kgN/10a
	実績 kg/10a	化学肥料低減技術目標	kgN/10a
		実績	kgN/10a
		化学農薬低減技術目標	回
		実績	回

注 1 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。

2 「有機質資材施用技術」には、たい肥等の有機質資材の施用時期、施用方法を記入すること。

3 「化学肥料低減技術」には、導入した技術の具体的な内容、施用した肥料等を記入すること。

4 「化学農薬低減技術」には、導入した技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。

5 「資材の使用の量・回数」には、以下について記入すること。

①有機質資材施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素投入量

②化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料由来の窒素の総投入量

③化学農薬低減技術においては、1作当たりの農薬の使用回数（成分回数）の合計

(4) 農業所得

	目標（計画時）	実績
生産方式導入作物	千円	千円
その他作物		
合計		

2 1 の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項
(1) たい肥等利用

	たい肥等有機質資材の種類	自 給	購 入	備 考
目標		t	t	
実績				

注 1 「たい肥等有機質資材の種類」には、有機質資材の一般的な名称（例：牛ふんおがくずたい肥）を記入すること。

2 「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

(2) 機械・施設整備

目 標		実 績		
種類・能力	台数	種類・能力	台数	実施時期

注 「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称（例：トラクター）及びその能力の程度（馬力、植付け条数等）を記入すること。

(3) 資金調達

資金使途	資金種類	金 額	償還条件等	実施時期	備 考
		千円			
合 計					

注 1 「資金使途」には、整備した機械又は施設の一般的な名称を記入すること。

2 「資金種類」には、自己資金、制度資金（資金名を併記）その他の区分を記入すること。

3 「金額」には、補助金等の助成措置があった場合には、括弧書で外数として記入すること。

4 「償還条件等」には、償還期間（据置期間を含む。）及び据置期間を記入すること。

5 「実施時期」には、機械又は施設を導入した年月を記入すること。

3 その他

注 1 導入計画の達成等に関する自己評価について記載すること。

持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針

制定 平成12年 3月 1日 農營第 721号
改正 平成17年 3月14日 農營第 729号
改正 平成18年12月 1日 農營第 544号
改正 平成19年 3月30日 農營第 727号
改正 平成20年 2月 1日 農營第 601号
改正 平成21年 3月 5日 農營第 683号
改正 平成22年 3月 2日 農營第 685号
改正 平成23年 2月22日 農產第1035号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を次のとおり定める。

第1 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容については、県内を、岡山平野、吉備高原、津山盆地、中国山地の4区域に区分し、各農作物について、その適応区域を定める。

なお、各区域の自然的条件は次のとおりで、これら自然的条件をもとに、市町村の境界を優先して別図のとおりとする。

自然的条件	岡山平野	吉備高原	津山盆地	中国山地
(1)地形	平坦地	丘陵、台地	平坦地	高原、山麓
(2)標高	100m未満	200m～500m	100m～200m	500m以上
(3)年平均気温	14℃以上	12～13℃	13～14℃	13℃未満
(4)年降水量	1,300mm未満	1,300mm ～1,500mm	1,300mm ～1,700mm	1,700mm以上

この指針において「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」とは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第2条における第1号から第3号の技術のことをいう。

各農作物における持続性の高い農業生産方式の導入にあたって、共通事項として次の点に留意すること。

（1）有機質資材施用技術

たい肥等の有機質資材の投入にあたっては、土壤診断に基づいて、土づくりの目的に合致した資材を選択する。

たい肥はその原料によって、含まれる肥料成分の含有量が異なる。このため、たい肥の多量施用もしくは連用は、特定成分の過剰蓄積や塩基バランスの崩壊の恐れがある。土壤診断に基づいて足りない成分を補うようなたい肥を選択する。

（2）化学肥料低減技術

農作物ごとに記載された低減技術の手法が複数ある場合、可能なものについては、それらを組み合わせて、化学肥料の低減を図る。

たい肥の施用によって持ち込まれる肥料成分については、化学肥料等の施肥量からこれを減ずる。

（3）化学農薬低減技術

気象条件や病害虫等の発生に対応して、ここで掲げた技術以外の耕種的手法等を組み合わせて、化学農薬の低減を図る。

農作物ごとに記載された低減技術の手法が複数ある場合、それらを組み合わせて、できるだけ化学農薬の低減に結びつけることに留意する。

また、生物農薬利用技術やフェロモン剤利用技術については、病害虫の発生前や発生初期の使用を前提とし、処理時期等に留意する。

第2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

たい肥等の有機質資材の適切な施用を行うためには、資材の成分含有量の把握や土壤の性質について定期的な診断が必要となる。

また、化学的に合成された肥料の低減を図るための局所施肥技術や、肥効調節型肥料及び有機質肥料の施用技術の導入にあたっては、土壤、気象、栽培条件等によって、その肥効発現等が異なることから、地域条件に適合した施肥設計が重要である。

このため、農業普及指導センター及び農協の営農指導組織等の相互の連携の下、土壤診断等の実施並びに土づくりや肥料等に関する情報を提供する体制を強化する。

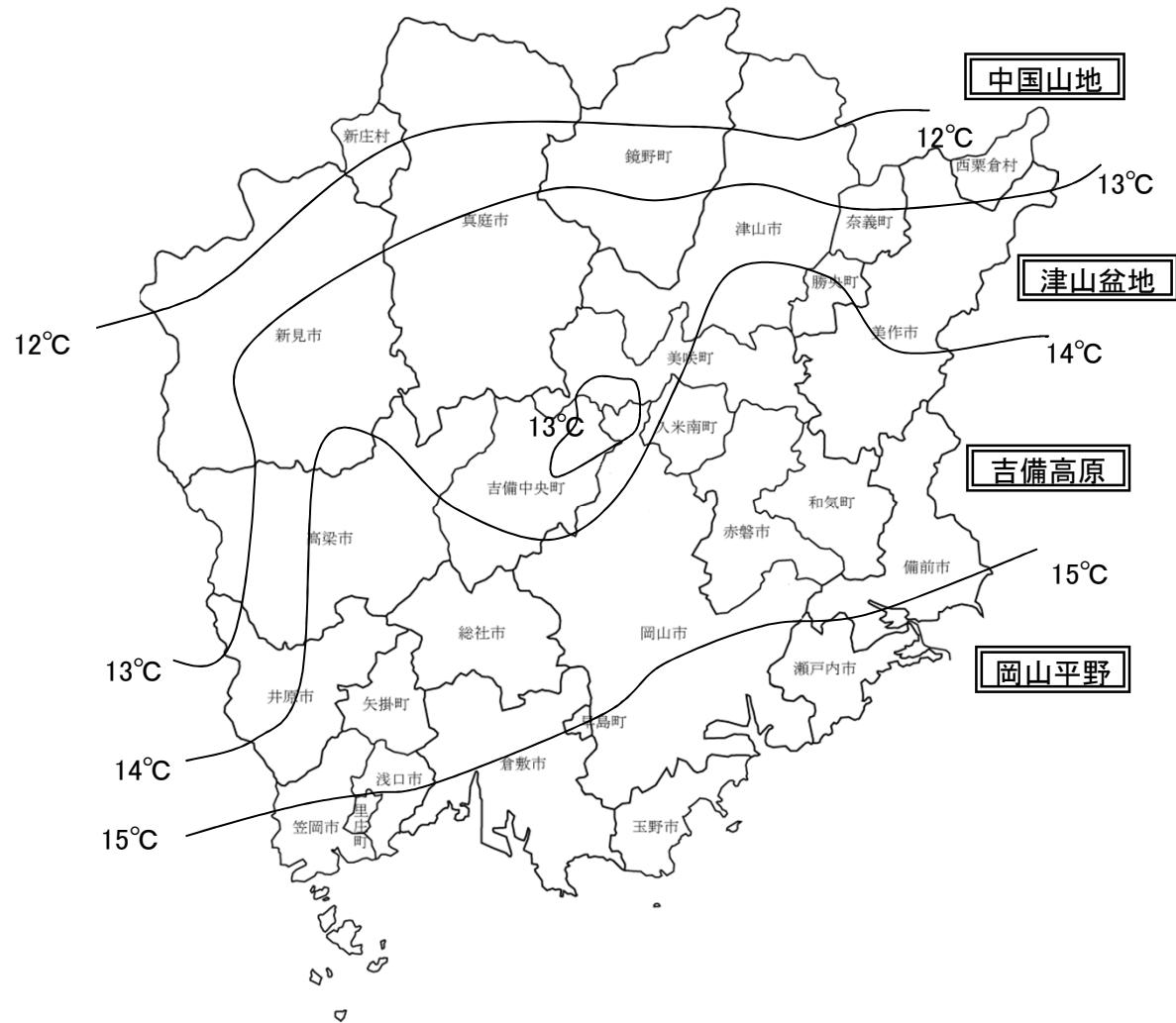
また、優良な有機質資材を確保するためのシステムづくりや条件整備を積極的に推進する。

化学農薬を低減した病害虫防除においては、きめ細かな発生予察情報の提供が一層重要となる。このため、病害虫防除所を中心に農業普及指導センターや営農指導員等の連携の下、各地域におけるより細かな発生予察の実施や防除技術に関する情報を提供できる体制を強化する。また、天敵やフェロモン剤等を利用する化学農薬低減技術については、その効果を最大限に発揮させるため防除技術の開発と普及に努める。

※別表参考欄の慣行レベルとは、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの慣行レベルを基本としている。

(別図)

岡山県区域図



(別表)

1 水稻

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり1t (土壌診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比	化学肥料窒素成分量 (kg/10a)
	肥効調節型肥料施用	・早生 20%以上減 ・中生・晚生(移植) 30%以上減 ・中生・晚生(直播) 20%以上減 ・酒造好適品種 30%以上減	・早生品種 9 (コシヒカリ 7) ・中生・晚生(移植) 10 (ヒノヒカリ 12) ・中生・晚生(直播) 10 (ヒノヒカリ 12) ・酒造好適品種 6
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	温湯種子消毒	化学合成農薬成分回数 慣行比	化学合成農薬成分回数 ・早生品種 18 ・中生・晚生(移植) 18 ・中生・晚生(直播) 20 ・酒造好適品種 18
	機械除草		
	除草用動物利用		
	生物農薬利用		
	土壤還元消毒		
	マルチ栽培		

2 麦類

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり1t (土壌診断に基づく)	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 5%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 12
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	温湯種子消毒技術	化学合成農薬成分回数 慣行比 10%以上減	化学合成農薬成分回数 8
	機械除草		

3 大豆

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり1t (土壤診断に基づく)	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・大豆(黒大豆を除く) 25%以上減 ・黒大豆 20%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・大豆(黒大豆を除く) 2 ・黒大豆 3
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・共通 30%以上減	化学合成農薬成分回数 ・共通 12
	生物農薬利用		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

4 小豆

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり1t (土壤診断に基づく)	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 4
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 25%以上減	化学合成農薬成分回数 7
	生物農薬利用		
	光利用		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

5 そば

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり1t (土壤診断に基づく)	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 4
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 50%以上減	化学合成農薬成分回数 2
	生物農薬利用		
	フェロモン剤利用		

6 茶

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり1t (土壤診断に基づく)	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 64
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 15%以上減	化学合成農薬成分回数 12
	生物農薬利用		
	フェロモン剤利用		

7 飼料用米

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 25%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・食用品種 10 ・専用品種 18
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	温湯種子消毒	化学合成農薬成分回数 慣行比 20%以上減	化学合成農薬成分回数 15
	機械除草		
	除草用動物利用		
	土壤還元消毒		
	マルチ栽培		

8 WCS用イネ

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 25%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・食用品種 10 ・専用品種 18
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	温湯種子消毒	化学合成農薬成分回数 慣行比 20%以上減	化学合成農薬成分回数 13
	機械除草		
	除草用動物利用		
	土壤還元消毒		
	マルチ栽培		

9 いぐさ

区域名 岡山平野

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり1t (土壤診断に基づく)	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 25%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 51.5
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	土壤還元消毒	化学合成農薬成分回数 慣行比 10%以上減	化学合成農薬成分回数 14
	マルチ栽培		

10 もも

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり1t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 露地 3
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 10%以上減	化学合成農薬成分回数 露地 27
	生物農薬利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

11 ぶどう(大中粒種)

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり1t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 (露地比) ・20%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・露地 3 ・マスカット・オブ・アレキサンドリア 0.3
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比(露地比) ・5%以上減	化学合成農薬成分回数 ・露地 25 ・マスカット・オブ・アレキサンドリア 14
	生物農薬利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

12 みかん

区域名 岡山平野

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり1t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 9
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 15%以上減	化学合成農薬成分回数 13
	除草用動物利用		
	生物農薬利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	マルチ栽培		

13 なし

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり1t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 15%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 11
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 15%以上減	化学合成農薬成分回数 38
	生物農薬利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

14 キウイフルーツ

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 20
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 30%以上減	化学合成農薬成分回数 10
	被覆栽培		
	マルチ栽培		

15 いちじく

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 12
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 —	化学合成農薬成分回数 19
	生物農薬利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	被覆栽培		
	マルチ栽培		

16 うめ

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 20%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 15
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 15%以上減	化学合成農薬成分回数 17
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

17 かき

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり1t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 25%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 12
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 5%以上減	化学合成農薬成分回数 15
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

18 なす

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・施設 30%以上減 ・夏秋 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・施設 60 ・夏秋 55
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・施設 30%以上減 ・夏秋 10%以上減	化学合成農薬成分回数 ・施設 60(うち育苗期4) ・夏秋 23(うち育苗期2)
	生物農薬利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

19 トマト

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・夏秋 25%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・夏秋 35
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・夏秋 30%以上減	化学合成農薬成分回数 ・夏秋 26(うち育苗期2)
	生物農薬利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

20 ほうれんそう

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・冬まき(12月～2月) 25%以上減 ・その他 30%以上減
	肥効調節型肥料施用	・冬まき(12月～2月) 25%以上減	
	有機質肥料施用	・その他 30%以上減	
化学農薬低減技術	生物農薬利用	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・共通 30%以上減	化学合成農薬成分回数 ・夏まき(6月～8月) 7 ・その他 9
	対抗植物利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

21 ねぎ

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t(青ねぎ1t) (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・小ねぎ 25 ・白ねぎ 32 ・青ねぎ 25
	肥効調節型肥料施用	・小ねぎ 10%以上減 ・白ねぎ 25%以上減 ・青ねぎ 30%以上減	
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・小ねぎ 25%以上減 ・白ねぎ 15%以上減 ・青ねぎ 50%以上減	化学合成農薬成分回数 ・小ねぎ 8 ・白ねぎ 12 ・青ねぎ 10
	生物農薬利用		
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培(青ねぎを除く)		

22 かぶ

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 12
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 20%以上減	化学合成農薬成分回数 5
	生物農薬利用		
	対抗植物利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

23 しゅんぎく

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・摘取り 30%以上減 ・抜取り 20%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・摘取り 28 ・抜取り 15
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	温湯種子消毒	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・摘取り 10%以上減 ・抜取り 25%以上減	化学合成農薬成分回数 ・摘取り 7 ・抜取り 4
	生物農薬利用		
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	マルチ栽培		

24 こまつな

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・共通 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・夏播(6月～8月) 7 ・その他 12
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	生物農薬利用	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・共通 30%以上減	化学合成農薬成分回数 ・春播(3月～5月) 4 ・夏播(6月～8月) 5 ・秋播(9月～11月) 4 ・冬播(12月～2月) 6
	対抗植物利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		

25 みずな

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 15
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	生物農薬利用	化学合成農薬成分回数 慣行比 30%以上減	化学合成農薬成分回数 5
	対抗植物利用		
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

26 さんとうさい

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 12
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	生物農薬利用	化学合成農薬成分回数 慣行比 30%以上減	化学合成農薬成分回数 6
	対抗植物利用		
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		

27 チンゲンサイ

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 20
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	生物農薬利用	化学合成農薬成分回数 慣行比 30%以上減	化学合成農薬成分回数 6
	対抗植物利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

28 いちご

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 15%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 30
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	生物農薬利用	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・共通 20%以上減	化学合成農薬成分回数 ・育苗 21 ・本畠 34
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

29 きゅうり

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 20%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 50
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 15%以上減	化学合成農薬成分回数 26
	生物農薬利用		
	対抗植物利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	マルチ栽培		

30 キャベツ

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・春播(2月～4月) 10%以上減 ・夏播(5月～8月) 30%以上減 ・秋播(9月～11月) 20%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・共通 25
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・共通 30%以上減	化学合成農薬成分回数 ・春播(2月～4月) 12 ・夏播(5月～8月) 13 ・秋播(9月～11月) 10
	生物農薬利用		
	対抗植物利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

31 はくさい

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・共通 20%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・春播(2月～4月) 35 ・秋播(7月～9月) 30
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・共通 30%以上減	化学合成農薬成分回数 ・春播(2月～4月) 16 ・秋播(7月～9月) 14
	生物農薬利用		
	対抗植物利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

32 レタス

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・共通 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・共通 22
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・共通 30%以上減	化学合成農薬成分回数 ・秋播(8月～11月) 13 ・冬春播(12月～2月) 12
	生物農薬利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

33 だいこん

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・冬春播(11月～5月) 30%以上減 ・夏播(6月～7月) 30%以上減 ・秋播(8月～10月) 15%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・冬春播(11月～5月) 15 ・夏播(6月～7月) 15 ・秋播(8月～10月) 18
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	生物農薬利用	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・共通 30%以上減	化学合成農薬成分回数 ・冬春播(11月～5月) 5 ・夏播(6月～7月) 18 ・秋播(8月～10月) 12
	対抗植物利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

34 にんじん

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 10%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 23
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 30%以上減	化学合成農薬成分回数 12
	生物農薬利用		
	対抗植物利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

35 たまねぎ

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり1t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 10%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 28
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	生物農薬利用	化学合成農薬成分回数 慣行比 20%以上減	化学合成農薬成分回数 18
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

36 かぼちゃ

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・普通 15%以上減 ・早熟 20%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・共通 25
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・普通 25%以上減 ・早熟 15%以上減	化学合成農薬成分回数 ・普通 12 ・早熟 16
	生物農薬利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

37 ピーマン

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 20%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 35
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・育苗 30%以上減 ・本畑 15%以上減	化学合成農薬成分回数 ・育苗 3 ・本畑 20
	生物農薬利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

38 アスパラガス

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり5t (土壤診断に基づく)	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 20%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 40
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 30%以上減	化学合成農薬成分回数 19
	生物農薬利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

39 紅ずいき

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 20%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 27
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 30%以上減	化学合成農薬成分回数 5
	生物農薬利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	マルチ栽培		

40 ブロッコリー

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壌診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・春播(2月～3月) 15%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・春播(2月～3月) 20
	肥効調節型肥料施用	・夏播(7月～8月)・秋どり 25%以上減	・夏播(7月～8月)・秋どり 23
	有機質肥料施用	・夏播(8月～9月)・冬春どり 20%以上減	・夏播(8月～9月)・冬春どり 27
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・春播(2月～3月) 10 ・夏播(7月～8月)・秋どり 16 ・夏播(8月～9月)・冬春どり 14	化学合成農薬成分回数 ・春播(2月～3月) 10 ・夏播(7月～8月)・秋どり 16 ・夏播(8月～9月)・冬春どり 14
	生物農薬利用		
	対抗植物利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

41 にら

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	・軟化1年目 10a当たり2t (土壌診断に基づく) ・2年目以降 10a当たり1t (土壌診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・軟化1年目 30%以上減 ・2年目以降 25%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・軟化1年目 24 ・2年目以降 30
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・軟化1年目 10%以上減	化学合成農薬成分回数 ・軟化1年目 10 ・2年目以降 14
	生物農薬利用		
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	マルチ栽培		

42 とうがん

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壌診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・共通 15%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・共通 24
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・共通 10%以上減	化学合成農薬成分回数 ・早熟 16 ・普通 14
	生物農薬利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

43 ズッキーニ

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壌診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 10%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 25
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 30%以上減	化学合成農薬成分回数 10
	生物農薬利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

44 バレイショ

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・春作 5%以上減 ・秋作 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・春作 15 ・秋作 16
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・共通 30%以上減	化学合成農薬成分回数 ・共通 10
	生物農薬利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

45 スイートコーン

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 25%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 27
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 30%以上減	化学合成農薬成分回数 9
	生物農薬利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	マルチ栽培		

46 ごぼう

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・露地春まき 30%以上減 ・秋まきトンネル 5%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・共通 20
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・共通 30%以上減	化学合成農薬成分回数 ・共通 12
	生物農薬利用		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	マルチ栽培		

47 ミニトマト

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・夏秋 20%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・夏秋 32
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・夏秋 30%以上減	化学合成農薬成分回数 ・夏秋 27 (うち育苗期2)
	生物農薬利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

48 にんにく

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり1t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 25%以上低減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 25
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 一	化学合成農薬成分回数 20
	生物農薬利用		
	土壤還元消毒技術		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	マルチ栽培		

49 トレビス

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・共通 30%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) ・共通 14
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・共通 30%以上減	化学合成農薬成分回数 ・秋、冬どり 8 ・春どり 6
	生物農薬利用		
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

50 さつまいも

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 30%以上低減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 10
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 50%以上低減	化学合成農薬成分回数 10
	生物農薬利用		
	対抗植物利用		
	抵抗性品種栽培・台木利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

51 さといも

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・共通 25%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 25
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・共通 50%以上減	化学合成農薬成分回数 12
	生物農薬利用		
	対抗植物利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

52 しょうが

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 30%以上低減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 35
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 50%以上低減	化学合成農薬成分回数 24
	生物農薬利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		

53 やまのいも

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
	緑肥作物利用	全量すき込み	—
化学肥料低減技術	局所施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 ・共通 25%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 40
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 ・共通 30%以上減	化学合成農薬成分回数 16
	生物農薬利用		
	対抗植物利用		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

54 きく

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
化学肥料低減技術	局部施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 5%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 20
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	機械除草	化学合成農薬成分回数 慣行比 5%以上減	化学合成農薬成分回数 25
	生物農薬利用		
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

55 カーネーション

区域名 岡山平野・吉備高原・津山盆地・中国山地

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安	慣行レベル(参考)
有機質資材施用技術 (土づくり技術)	たい肥等有機質資材施用	10a当たり2t (土壤診断に基づく)	—
化学肥料低減技術	局部施肥	化学肥料窒素成分量 慣行比 15%以上減	化学肥料窒素成分量 (kg/10a) 100
	肥効調節型肥料施用		
	有機質肥料施用		
化学農薬低減技術	抵抗性品種栽培・台木利用	化学合成農薬成分回数 慣行比 15%以上減	化学合成農薬成分回数 39
	土壤還元消毒		
	熱利用土壤消毒		
	光利用		
	被覆栽培		
	フェロモン剤利用		
	マルチ栽培		

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」関連法令

<p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成十一年七月二十八日 法律第百十号)</p> <p>最終改正：平成一九年三月三〇日 法律第六号</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものという。</p> <p>一 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壤の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの</p>	<p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令 (平成十一年十月二十二日 政令第三百三十四号)</p> <p>最終改正：平成一四年六月二一日 政令第二二二号</p> <p>内閣は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。</p>	<p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則 (平成十一年十月二十二日 農林水産省令第六十九号)</p> <p>最終改正：平成一九年三月一九日 農林水産省令第一〇号</p> <p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）第二条並びに第四条第一項、第二項第三号及び第三項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則を次のように定める。</p> <p>(持続性の高い農業生産方式に係る技術)</p> <p>第一条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 たい肥等有機質資材施用技術 (土壤有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壤の性質について調査を行い、その結果に基づき、たい肥その他の有機質資材であって炭素窒素比がおおむね十から百五十の範囲にあるものを農地に施用する技術をいう。)</p> <p>二 緑肥作物利用技術（土壤有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壤の性質について調査を行い、その結果に基づき、緑</p>
---	---	--

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則
--------------------------	-----------------------------	------------------------------

<p>二 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの</p> <p>三 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの</p>		<p>肥作物を栽培して、農地にすき込む技術をいう。)</p> <p>2 法第二条第二号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 局所施肥技術（肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術をいう。）</p> <p>二 肥効調節型肥料施用技術（肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する普通肥料のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の一種以上が原料として配合されるもの又は土壤中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術をいう。）</p> <p>三 有機質肥料施用技術（有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術をいう。）</p> <p>3 法第二条第三号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 溫湯種子消毒技術（種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術をいう。）</p> <p>二 機械除草技術（有害植物を機械的方法により駆除する技術をいう。）</p> <p>三 除草用動物利用技術（有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いを行う技術をいう。）</p> <p>四 生物農薬利用技術（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第二項の天敵であって、同法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けたものを利用する技術をい</p>
--	--	--

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則
--------------------------	-----------------------------	------------------------------

(導入指針)		<p>う。)</p> <p>五 対抗植物利用技術（土壤中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。）</p> <p>六 抵抗性品種栽培・台木利用技術（有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。）</p> <p>七 土壤還元消毒技術（土壤中の酸素の濃度を低下させることにより、土壤中の有害動植物を駆除する技術をいう。）</p> <p>八 热利用土壤消毒技術（土壤に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壤中の有害動植物を駆除する技術をいう。）</p> <p>九 光利用技術（有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいう。）</p> <p>十 被覆栽培技術（農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。）</p> <p>十一 フェロモン剤利用技術（農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けたものを使用する技術をいう。）</p> <p>十二 マルチ栽培技術（土壤の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術をいう。）</p>
<p>第三条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 導入指針においては、都道府県における主要な種類の農作物につ</p>		

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則
<p>いて、都道府県の区域又は自然的条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、当該農作物及び地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容</p> <p>二 前号に該当する農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項</p> <p>三 その他必要な事項</p> <p>3 都道府県は、情勢の推移により必要が生じたときは、導入指針を変更するものとする。</p> <p>4 都道府県は、導入指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(導入計画の認定)</p> <p>第四条 農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標</p> <p>二 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項</p> <p>三 その他農林水産省令で定める事項</p>		<p>(導入計画の認定申請手続)</p> <p>第二条 法第四条第一項の導入計画は、別記様式により作成するものとする。</p> <p>(導入計画の記載事項)</p> <p>第三条 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地の土壤の性質についての調査の結果</p> <p>二 導入指針に土壤の性質を改善するために実施する必要</p>

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則
--------------------------	-----------------------------	------------------------------

<p>3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その導入計画が導入指針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(導入計画の変更等)</p> <p>第五条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）は、当該認定に係る導入計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならぬ。</p> <p>2 都道府県知事は、認定農業者が前条第一項の認定に係る導入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。）に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。</p>		<p>な措置に関する事項が定められている場合にあっては、当該措置の実施に関する事項</p> <p>(導入計画の認定基準)</p> <p>第四条 法第四条第三項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 導入計画が導入指針に照らし適切なものであること。</p> <p>二 導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の相当部分を占めていること。</p> <p>三 導入計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>四 法第四条第二項第二号及び第三号に掲げる事項が同項第一号の目標を達成するため適切なものであること。</p>
---	--	---

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則
--------------------------	-----------------------------	------------------------------

<p>(農業改良資金助成法の特例)</p> <p>第六条 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第二条の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）のうち政令で定める種類の資金であつて、認定農業者が認定導入計画に従つて持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。</p>	<p>1 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条の政令で定める種類の資金は、農林水産大臣が定める基準に基づき、農業者が、化学的に合成された農薬、肥料及び土壤改良資材を原則として使用しない農業又はその地域において通常行われる有害動植物の防除若しくは施肥と比較して化学的に合成された農薬若しくは肥料の使用を減少させる農業を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要な資金とする。</p> <p>2 前項に規定する資金に係る法第六条の政令で定める期間は、十二年以内とする。</p>	
--	---	--

<p>第七条 削除</p> <p>(援助)</p> <p>第八条 国及び都道府県は、認定導入計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>(報告徴収)</p> <p>第九条 都道府県知事は、認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、</p>	<p>農業改良資金助成法</p> <p>(昭和三十一年五月十二日法律第百二号)</p> <p>最終改正：平成一四年五月二九日法律第五一号</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「農業改良資金」とは、農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金 二 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金 三 家畜の購入又は育成に必要な資金 四 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの <p>(貸付金の利率、償還期間等)</p> <p>第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。）は、十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（次項において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）を超えない範囲内で政令で定める期間とする。</p> <p>2 貸付金の据置期間は、三年（特定地域資金にあつては、五年）を超えない範囲内で政令で定める期間とする。</p>
---	---

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則
<p>行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。</p> <p>附 則 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一四年五月二九日法律第五一号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置) 第一百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例</p>	<p>附 則 この政令は、法の施行の日(平成十一年十月二十五日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一四年六月二一日政令第二二二号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この政令は、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年七月一日)から施行する。</p>	<p>附 則 この省令は、法の施行の日(平成十一年十月二十五日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一八年三月一六日農林水産省令第一一号) この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年三月一九日農林水産省令第一〇号) この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>(別記様式)</p>

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則
--------------------------	-----------------------------	------------------------------

<p>によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p>		
---	--	--

施行規則 別記様式

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画

(目標: 平成 年度)

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 農業経営の概況

	水 田	普 通 畑	樹 園 地	そ の 他	合 計
経 営 面 積	a	a	a	a	a
労 働 力	農業従事者 男 人(うち専従者 人)	女 人(うち専従者 人)			

注 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 作物別生産方式導入計画

	1年目	2年目	3年目	4年目	目標年(年)
生 産 方 式 導 入 作 物	a	a	a	a	a
	a	a	a	a	a
小 計					
その他作物					
合 計					

注1 目標年は、原則として5年後とすること。

2 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。

3 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容

作物名	収量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用の量・回数
	現状 kg/10a	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a C (t/10a kgN/10a)
		化学肥料低減技術	
	目標 kg/10a		kgN/10a (kgN/10a)
		化学農薬低減技術	
	現状 kg/10a		(回 回)
		有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a C (t/10a kgN/10a)
	目標 kg/10a	化学肥料低減技術	
		化学農薬低減技術	kgN/10a (kgN/10a)
	現状 kg/10a		(回 回)
		有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a C (t/10a kgN/10a)
	目標 kg/10a	化学肥料低減技術	
		化学農薬低減技術	kgN/10a (kgN/10a)
	現状 kg/10a		(回 回)
		有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a C (t/10a kgN/10a)
	目標 kg/10a	化学肥料低減技術	
		化学農薬低減技術	kgN/10a (kgN/10a)
	現状 kg/10a		(回 回)
		有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a C (t/10a kgN/10a)

注1 「収量」については、「現状」に過去5年間における収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。

2 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。

3 「有機質資材施用技術」には、たい肥等の有機質資材の施用時期、施用方法、C/N比等を記入すること。また、土壤診断の実施時期についても併せて記入すること。

- 4 「化学肥料低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、施用する肥料等を記入すること。
 5 「化学農薬低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。
 6 「資材の使用の量・回数」には、以下について記入すること。なお、括弧内には現行の生産方式における使用の量及び回数を記入すること。
 ① 有機質資材施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素投入量
 ② 化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料由来の窒素の総投入量
 ③ 化学農薬低減技術においては、1作当たりの農薬の使用回数の合計

(4) 農業所得の目標

	現 状	目 標
生産方式導入作物	千円	千円
その他作物		
合 計		

注 「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

(1) たい肥等利用計画

たい肥等有機質資材の種類	自 納	購 入	備 考
現状	t	t	
目標			

注1 「たい肥等有機質資材の種類」には、有機質資材の一般的な名称（例：牛ふんおがくずたい肥）を記入すること。

注2 「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

(2) 機械・施設整備計画

現 状		計 画		
種類・能力	台数	種類・能力	台数	実施時期

注 「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称（例：トラクター）及びその能力の程度（馬力、植付け条数等）を記入すること。

(3) 資金調達計画

資金使途	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	備考	
		千円				
合計						

- 注 1 「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。
2 「資金種類」には、自己資金、制度資金（資金名を併記）その他の区分を記入すること。
3 「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、括弧書で外数として記入すること。
4 「償還条件等」には、償還期間（据置期間を含む。）及び据置期間を記入すること。
5 「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

3 その他

- 注 導入指針に土壤の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合は、当該措置の具体的な内容、実施方法等を記入すること。

[添付資料]

- 1 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図（各ほ場で栽培する作物名が分かるもの）
2 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壤診断結果

通達及び岡山県持続的農業導入計画認定要領

<p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行について</p>	<p>岡山県持続的農業導入計画認定要領</p>
<p>制定 平成 11 年 10 月 25 日 11 農産第 6789 号農産園芸局長通知 改正 平成 19 年 3 月 30 日 18 生産第 9544 号生産局長通知</p>	<p>平成 13 年 3 月 26 日 農營第 846 号 農林水産部長通知 最終改正：平成 21 年 8 月 19 日 農營第 375 号</p>
<p>第 1 法制定の背景</p>	<p>第 1 目的</p>
<p>農業は、食料の供給の機能のほか、国土や環境の保全といった多面的機能を有しており、このような機能を将来にわたって発揮していくことが必要である。本法に先だって公布施行された食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）においては、我が国農業の持続的な発展を図るため、農業の「自然循環機能の維持増進」が不可欠である旨明記されている。</p>	<p>この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 28 日法律第 110 号。以下「法」という。）、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成 11 年 10 月 22 日農林水産省令第 69 号。以下「規則」という。）及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行について（平成 11 年 10 月 25 日 11 農産第 6789 号。以下「通達」という。）に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定等に関する事項を定めるものとする。</p>
<p>しかしながら、農業の生産面についてみると、近年、たい肥等の施用量が著しく低下してきている等土づくりがおろそかになる一方で、化学肥料・農薬への過度の依存による営農環境の悪化がみられるなど、環境と調和のとれた持続的な農業生産が立ち行かない事態も生じてきている。</p>	
<p>また、農産物の消費面についてみると、有機農産物等化学肥料・農薬の使用を控えた農産物に対する消費者・実需者のニーズが高まってきている。</p>	
<p>こうした状況に対処するためには、家畜排せつ物等の有効利用により得られるたい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を行う農業生産方式の浸透を図ることが急務となっている。</p>	
<p>農林水産省としては、従来から、「環境保全型農業」の取組を推進し、土づくりや化学肥料・農薬の使用の低減の促進を図ってきたところであるが、このような農業生産方式に対する農業者の取組は、いまだ不十分な状況となっている。</p>	
<p>また、国際的にも、化学肥料・農薬の使用の節減等を行う持続的な農業を推進することが農業政策として重視されてきており、近年、O E C D 加盟国を中心として有機農業等の推進に関する仕組みが相次いで整備されてきている。</p>	
<p>以上を踏まえ、環境と調和のとれた持続的な農業生産を推進していくためには、①どのような生産方式を導入することが望ましいかということについて、都道府県が地域の実状を踏まえて、農業者が理解しやすい具体的な形で提示し、個々の農業者の取組に当たっての目標を明確にするとともに、②このような農業生産方式を導入する農業者に対し、適切な支援措置を講ずるため、新たな枠組みの創設が不可欠であるとの観点から、本法が制定されることとなったものである。</p>	
<p>第 2 審議の経緯</p>	
<p>「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案」は、平成 11 年 2 月 26 日に「肥料取締法の一部を改正する法律案」とともに、第 145 回国会提出法案として閣議決定され、その後、閣議決定された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案」を加えて、いわゆる「環境 3 法」として、国会に上程された。これらの法案は、まず、先議院である参議院で審議され、その後、衆議院で審議されたが、いずれにおいても全会一致で可決され、平成 11 年 7 月 28 日付で公布されたところである。</p>	
<p>なお、参議院農林水産委員会においては、本法案の採決に当たって、①農業の公益的機能を適正に評価する手法を確立し、国民の理解と支持を踏まえ、環境と調和のとれた持続的な農業への総合的な支援策の検討に取り組むこと②地域の特性に即した技術開発・指導体制強化への取組を進めること③集団的に生産方式の導入が進むよう支援の充実と誘導策の強化を図ること等を内容とする附帯決議が行われている。</p>	
<p>第 3 今後の推進の方向</p>	
<p>本法の目的として掲げている環境と調和のとれた農業生産の確保を図るため</p>	

には、本法に基づく金融・税制上の支援措置のみならず、持続性の高い農業生産方式の導入の取組を幅広く支援していくことが肝要である。

このような観点から、本法の制定と併せて、特に、地域における集団的な取組を支援するため、関連する予算措置の充実を図ったところである。今後は、これらの予算措置を活用した普及指導センター、市町村等による展示ほの設置、技術の習得のための研修会の開催等を積極的に実施するとともに、こうした生産方式により生産された農産物である旨を示すこと等によって、このような取組に対する消費者等の幅広い支持を得ていくことが必要である。

さらには、本法が、上述のように「環境3法」の一つとして制定されたことを踏まえ、耕種農業と畜産農業の連携の一層の強化を図りつつ、家畜排せつ物の有効利用によるたい肥化を促進するとともに、このようない肥の円滑な流通を通じて、本法の目指す土づくりを核とした生産方式の導入が促進されるよう努めることが重要である。

第4 定義

この通達中の用語は、法の用語の例による。

第5 持続性の高い農業生産方式

1 趣旨

本法に基づく支援措置の対象となる「持続性の高い農業生産方式」とは、土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式である。すなわち、土づくりのための有機質資材の施用、肥料の施用及び有害動植物の防除に関する技術のうち土壤の性質を改善する効果が高いもの、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いもの及び化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いもののすべてを用いて行われるものである。（法第2条）

この生産方式は、①たい肥等の活用により、農業生産の基盤である農地について、土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること（農地の生産力の持続性）、②化学的に合成された肥料・農薬の使用を減少させる技術の利用により、農業生産に伴う環境負荷の低減を通じ、良好な営農環境の確保に資すること（良好な営農環境の持続性）、③その生産物の量や質の水準を従来の生産方式の水準から低下させるようなものではなく、かつ、経営的な合理性を有しているものであること（生産物の量及び質の持続性、経済的な持続性）という性格を備えており、将来にわたって農業生産を持続的に行うことができる効果が特に高いものであると位置付けられる。

2 持続性の高い農業生産方式を構成する技術

(1) たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壤の性質を改善する効果が高い技術

施行規則第1条第1項において、

ア たい肥等有機質資材施用技術

イ 緑肥作物利用技術

を定めている。

たい肥等の有機質資材に含まれる有機物は、土壤の物理的、化学的及び生物的性質を良好に保ち、また、可給態窒素等の養分を作物等に持続的に供給するために極めて重要な役割を果たすものである。したがって、土壤診断を行った上で、窒素成分と炭素成分のバランスがとれた有機質資材を施用することは、土壤有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壤の性質を総合的に改善する効果が高いものである。

(2) 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高い技術

施行規則第1条第2項において、

ア 局所施肥技術

イ 肥効調節型肥料施用技術

ウ 有機質肥料施用技術

を定めている。

これらの技術は化学肥料の施用効率を著しく高めるか、化学肥料の施用に代替するものであることから、化学肥料の施用を減少させる効果が高いものである。

これらの技術の導入により、通常行われる施肥と比較して、化学肥料の施用を3割程度減少させることが期待される。

(3) 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高い技術

施行規則第1条第3項において、

- ア 温湯種子消毒技術
- イ 機械除草技術
- ウ 除草用動物利用技術
- エ 生物農薬利用技術
- オ 対抗植物利用技術
- カ 抵抗性品種栽培・台木利用技術
- キ 土壌還元消毒技術
- ク 烈利用土壤消毒技術
- ケ 光利用技術
- コ 被覆栽培技術
- サ フェロモン剤利用技術
- シ マルチ栽培技術

を定めている。

これらの技術は、化学的に合成された農薬の使用に代替する防除技術であることから、その使用を減少させる効果が高いものである。

これらの技術の導入により、防除対象とする有害動植物の防除に使用される化学的に合成された農薬の使用が代替され、通常行われる防除と比較して有意にその使用を減少させることが期待される。

なお、上記の技術の具体的な内容及び導入上の留意事項については、別記のとおりである。

第6 導入指針

1 趣旨

法第3条第1項に基づいて都道府県が定める持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）は、当該都道府県における土壌条件、気象条件等を踏まえて適切に区分した地域ごとに、その地域及び作物の特性に即した、当該生産方式の具体的な内容等を明確に示すものである。

また、導入指針は、農業者が目標とすべき作物別・地域別の具体的な生産方式を明らかにするものであり、農業者が本法に基づく支援措置を受けるために必要となる持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の作成及びその認定の前提となるものであることから、すべての都道府県において定めることとされている。

2 導入指針の策定

持続性の高い農業生産方式の対象となる主要な種類の農作物の選定に当たっては、作付面積、収穫量、生産額その他都道府県の農業における位置付け等を総合的に勘案し、できる限り幅広く対象を捉えることが適当である。

また、当該生産方式を定める区域の区分に当たっては、気象、地形及び土壌の性質といった自然的条件に配慮するものとする。

なお、農業者による当該生産方式の導入を促進する上での目安となるものとするため、必要に応じ、当該生産方式を導入した場合における標準的な化学的に合成された肥料・農薬の低減の程度、割合等を併せて示すことができる。

3 導入指針の変更

導入指針は、土づくり、施肥又は防除に関する技術の研究開発の進展その他必要が生じた場合には、これを変更することができることとされている。（法第3条第3項）

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行について	岡山県持続的農業導入計画 認定要領
<p>4 導入指針の公表 導入指針は、農業者が目指すべき生産方式の具体的な内容等を示すものであり、農業者が容易に知り得るようにしておかなければならないことから、都道府県は、導入指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととされている。（法第3条第4項） この場合、都道府県の公報等により公表するとともに、市町村に通知する等により関係農業者及び関係農業団体等に対する周知徹底を図ることが適当である。</p> <p>5 その他の農業関連計画との調和 導入指針は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく都道府県基本方針、その他の法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものとする必要があるため、これらに十分留意して策定することが適当である。</p> <p>6 他部局との連携 都道府県の担当部局は、持続性の高い農業生産方式が環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する「環境への負荷」の低減に資する効果をも有することにかんがみ、導入指針を策定する際には、できる限り、環境への負荷の低減が図られるよう配慮するとともに、その策定及び変更に当たっては、あらかじめ当該都道府県の環境保全担当部局と協議することが適当である。</p> <p>7 市町村との連携 都道府県は、導入指針が地域の特性に即した実効性のあるものとするため、必要に応じ、地域の農業者、農業協同組合、市町村等の関係者・関係団体から意見を聴くことが適当である。</p>	
<p>第7 導入計画の認定</p> <p>1 趣旨 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）は、農業者が持続性の高い農業生産方式の導入を行うに当たり、金融・税制上の特例措置を受けようとするときに作成されるものであり、当該計画について都道府県知事の認定を受けることにより、このような特例措置を受けることができるとしたものである。</p> <p>2 導入計画の作成者 導入計画を作成することができる者は、①一般的な技術と比べて技術水準の高いモデル性を有する農業生産方式を実施するのにふさわしい技術力を有し、かつ、②個々の経営における作物の種類、栽培する場所、導入する技術等の要素の選定に関し、自ら決定するだけの判断力を有する者であることが必要であり、農業経営の主体である者、すなわち「農業を営む者」と考えられる。（法第4条第1項）</p> <p>3 導入計画の作成等 導入計画の提出先は、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地を管轄する都道府県知事あてとする。 普及指導センターは、導入計画を作成しようとする農業者に対し必要な指導・助言を積極的に行うことが望ましい。</p> <p>4 導入計画の認定基準 導入計画の認定は、①導入計画が導入指針に照らし適切なものであること（施行規則第4条第1号）、②目標とされている持続性の高い農業生産方式に係る作付面積が相当部分を占めていること（施行規則第4条第2号）、③導入計画の達成される見込みが確実であること（施行規則第4条第3号）、④法第4条第2項</p>	<p>第2 導入計画の申請等 導入計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、導入計画認定申請書（様式第1-1号）に導入計画書（規則第2条に定める別記様式）等を添付のうえ、当該農地の所在地を管轄する県民局長へ提出するものとする。</p> <p>2 農業普及指導センター所長は、 必要があると認めるときは、申請者に対し、導入計画の作成等に当たっての指導・助言を行うものとする。</p> <p>3 県民局長は、認定申請があったときは、申請者の農地を管轄する市町村長へ通知するとともに、知事へ報告するものとする。（様式第2、3号）</p> <p>第3 導入計画の認定 県民局長は、規則第4条及び通達第7に定める認定基準（別紙1）等に照らして適切と認める場合は、導入計画を認定し、申請者に対し認定</p>

第2号及び第3号に掲げる事項が同項第1号の目標を達成するため適切なものであること（施行規則第4条第4号）というすべての基準を満たす場合に行うこととされている。

施行規則第4条第2項においては、具体的に、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該作物の作付面積全体のおおむね5割以上を占めることを要件とすることとされている。

（別紙1） 認定の基準

岡山県持続的農業導入計画認定要領第3で定める認定基準は、次の4項目の基準をすべて満たすものとする。

- (1) 導入計画が導入指針に照らして適切なものであること。（規則第4条第1号）具体的には、導入しようとする生産方式が、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12年3月1日農省第721号）で示した作物別・地域別の持続性の高い農業生産方式の内容に合致していることを要件とするが、有機資材施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術の3つの区分に記載された技術からそれぞれ1つ以上の技術が実施されること。また、新たな技術の導入が1つ以上あること。
- (2) 導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の相当部分を占めていること。（規則第4条第2号）
具体的には持続性の高い農業生産方式を導入しようとする作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該作物の作付面積全体のおおむね5割以上を占めていること。
なお、導入計画における作物ごとの最低面積は1aとする。
- (3) 導入計画の達成される見込みが確実であること。（規則第4条第3号）具体的には、導入計画が、申請者の技術、経営能力、事業・資金計画等から総合的に見て実現性が高いこと。
- (4) 法第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が同項第1号の目標を達成するため適切なものであること。（規則第4条第4号）
具体的には、持続性の高い農業生産方式の内容からみて設置する施設の規模、購入する機械や資材の種類が適切なものであるか等導入計画に記載されている措置が導入計画に記載されている目標を達成するために適切なものであること。

通知書（様式第4-1号）を送付するとともに、関係市町村等への通知及び知事への報告を遅滞なく行うものとする。（様式第5、6号）

- 2 県民局長は、前項の導入計画の認定に当たっては、原則として農林水産事業部（農畜産物生産課及び農業普及指導センター）等関係部署の職員で構成する認定審査会を開催し、その意見を聴くものとする。ただし、認定審査会の審査長が認めたときは、認定審査会の開催を省略することができる。
- 3 認定審査会は、必要に応じて、現地を調査するとともに、関係機関から意見を聴くものとする。
- 4 導入計画の認定期間は、認定した日から5年とする。
- 5 導入計画の認定を受けた者（第4の再認定及び第5の変更認定を受けた者を含む。以下「認定農業者」という。）は、認定を受けた導入計画（第4の再認定及び第5の変更認定を受けた導入計画を含む。以下「認定導入計画」という。）について、変更（第5第2項に規定する重要な変更を除く。）が生じたときは、遅滞なくその旨を県民局長に届出なければならない。また、その導入計画を廃止したときも、同様とする。（様式第7号）

第4 導入計画の再認定

導入計画を全うした者は、認定期間が満了した場合にあって、再び導入計画の認定を受けようとするときは、第2第1項に準じて、改めて導入計画の認定申請（以下「再認定の申請」という。）を行うことができる。（様式第1-2号）

- 2 再認定の申請は、原則として認定期間満了の30日前までに行うものとする。
- 3 県民局長は、再認定の申請があったときは、第2第3項に準じた手続きを行うものとする。（様式第2、3号）
- 4 再認定の申請に関する審査及び認定の手続きは、第3に準じて行うものとする。（様式第4-2、5、6号）
- 5 導入計画の再認定の認定期間は、再認定した日から5年とする。

5 導入計画の変更

認定農業者は、認定導入計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならないこととされている。（法第5条第1項）

この場合、法第4条第3項の規定は、変更後の導入計画の認定について準用することとする。（法第5条第3項）

第5 導入計画の変更認定

認定農業者は、認定導入計画の重要な変更を行う場合は、変更認定申請書（様式第1－3号）を県民局長に提出しなければならない。

2 認定導入計画の重要な変更を行う場合とは、次のいずれかに該当するときに限るものとする。

- 一 持続性の高い農業生産方式を導入する作物の変更及び追加
- 二 持続性の高い農業生産方式を導入する作物の面積の変更
- 三 持続性の高い農業生産方式を構成する技術の変更
- 四 持続性の高い農業生産方式の導入を達成するために必要な機械・施設整備計画の変更
- 五 持続性の高い農業生産方式の導入を達成するために必要な資金調達計画の変更

3 県民局長は、認定導入計画の変更認定申請があったときは、第2第3項に準じた手続きを行うものとする。（様式第2、3号）

4 認定導入計画の変更に関する審査及び認定の手続きは、第3に準じて行うものとする。（様式第4－3、5、6号）

5 認定導入計画の変更認定の認定期間は、変更認定した日から変更前の認定期間の末日までとする。

6 認定導入計画の取消し

都道府県知事は、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められる場合には、その認定を取り消すことができる」ととされている。（法第5条第2項）

ただし、このような場合であっても、都道府県知事は、本法の趣旨にかんがみ、認定導入計画を達成するよう積極的に必要な助言・指導に努めるとともに、達成が困難と思われる場合においては必要に応じて導入計画の変更について指導を行うなど、個々の事情を踏まえて対応することが肝要である。

第8 農業改良資金助成法の特例措置

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令（平成11年政令第334号）第1項に掲げる資金は、農業者が導入計画の認定を受けて持続性の高い農業生産方式を導入する際に必要な資金を貸し付けるものである。持続性の高い農業生産方式を導入しようとする場合には、当該生産方式がたい肥等の活用による土づくりと化学肥料・農薬の使用を減少させる技術のすべてを併せて行う生産方式であり、複数の技術の導入に対応した機械、施設等を必要とすることから、償還期間（据置期間を含む。）を10年以内から12年以内に延長することとしている。（法第6条、令第2項）

第9 その他

1 援助

第6 認定の取り消し

県民局長は、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められる場合には、（別紙2）の基準に照らしてその認定を取り消すことができる。（様式第8号）

第7 援助

農業普及指導センターは、申請者

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行について	岡山県持続的農業導入計画 認定要領
<p>都道府県においては、認定農業者による認定導入計画の達成を促進するため、普及指導センターによる導入計画の策定の指導・助言、普及指導員の巡回による技術指導等に努めるものされている。（法第8条）</p> <p>2 市町村との連携</p> <p>本法において、導入指針の策定、農業者が作成した導入計画の認定等は、都道府県の事務とされており、市町村の役割について特段の規定が設けられていない。これは、持続性の高い農業生産方式の内容については、技術的要素が大きく、土づくりや施肥・防除に関する専門的知見が必要となることから、都道府県の普及指導センターの専門的知識と経験を活用することが最も適当であること等を踏まえたものである。</p> <p>しかしながら、本法の円滑な運用を図るために、補助事業の活用等による啓発指導、たい肥化施設等共同利用施設の整備等による農業者への支援等市町村の果たすべき役割も大きいものであることから、引き続き市町村の理解と積極的な協力が得られるよう特段のご配慮をお願いする。</p>	<p>の導入計画作成についての指導・助言のほか、認定後も同計画が円滑に達成できるよう巡回による技術指導等に努めるものとする。</p> <p>第8 実施状況の報告</p> <p>認定農業者は、原則として認定期間が満了する30日前までに、県民局長あてに実施状況の報告を行うものとする。（様式第9、10号）</p> <p>2 第4により導入計画の再認定を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、再認定の申請の際は、当該報告を併せて行うものとする。（様式第10号）</p> <p>3 県民局長は、前二項の規定にかかわらず、必要に応じて、認定農業者に対して認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。</p> <p>第9 その他</p> <p>この要領に定めるもののほか、その他必要な事項については、農林水産部長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この要領は平成13年3月6日から施行する。</p> <p>この要領は平成17年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附則（平成21年8月19日農業第375号）</p> <p>1 この要領は平成21年10月1日から施行する。</p> <p>2 この一部改正要領の施行前に改正前の規定によりした処分、手続きその他の行為は、この要領による改正後の相当規定によったしたものとみなす。</p>

(別紙1) 認定の基準

岡山県持続的農業導入計画認定要領第3で定める認定基準は、次の4項目の基準をすべて満たすものとする。

- (1) 導入計画が導入指針に照らして適切なものであること。（則第4条第1号）具体的には、導入しようとする生産方式が、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12年3月1日 農省第721号。）で示した作物別・地域別の持続性の高い農業生産方式の内容に合致していることを要件とするが、有機資材施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術の3つの区分に記載された技術からそれぞれ1つ以上の技術が実施されること。また、新たな技術の導入が1つ以上あること。
- (2) 導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の相当部分を占めていること。（規則第4条第2号）
- 具体的には持続性の高い農業生産方式を導入しようとする作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該作物の作付け面積全体のおおむね5割以上を占めていること。
- なお、導入計画における作物ごとの最低面積は1aとする。
- (3) 導入計画の達成される見込みが確実であること。（規則第4条第3号）
- 具体的には、導入計画が、申請者の技術、経営能力、事業・資金計画等から総合的に見て実現性が高いこと。
- (4) 法第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が同項第1号の目標を達成するため適切なものであること。（規則第4条第4号）

具体的には、持続性の高い農業生産方式の内容からみて設置する施設の規模、購入する機械や資材の種類が適切なものであるか等導入計画に記載されている措置が導入計画に記載されている目標を達成するために適切な

ものであること。

(別紙2) 取り消しの基準

岡山県持続的農業導入計画認定要領第6で定める認定の取り消しの基準は、次のとおりとする。

(1) 県民局長は、認定農業者が導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、法第5条第2項の規定により、その認定を取り消すことができる。

具体的には、認定農業者の実際の営農行為が導入計画に記載されている持続性の高い農業生産方式と、①対象作物、②生産方式を構成する技術、③導入に必要な施設・機械・資材等の点で異なる場合、県民局長は、認定農業者に対して計画の変更を指導・助言するが、この場合において、認定農業者が計画変更を行わないとときは、認定を取り消すことができる。ただし、県民局長は、天候不順等により、その地域の作物において病害虫の多発が懸念されたため、やむを得ず農薬を散布した場合などの個別の事情を踏まえて、認定計画の取り消しを総合的に判断するものとする。

(別 記)

法第2条に基づき農林水産省令で定める技術の具体的な内容及び導入上の留意事項について

1 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壤の性質を改善する効果が高い技術

(1) たい肥等有機質資材施用技術

土壤診断（可給態窒素含有量及び土壤有機物含有量を含む土壤の性質の調査・分析）を行い、その結果に基づき、たい肥等有機質資材であって窒素成分と炭素成分のバランスのとれたもの（炭素窒素比（C/N比）がおおむね10から150の範囲となるもの）を施用する技術をいう。

たい肥等有機質資材の範囲としては、たい肥のほか、稻わら、作物残さ等が含まれるものと考えられるが、樹皮及びおがくずについては、炭素窒素比が大きく、作物の生育に障害を与えるおそれがあるので含まれない。

また、施用する種類や量については、土壤診断の結果に基づく適正なものと考えられるものとし、過剰な施用や未熟なたい肥の施用により、作物の生育を悪化させ、又は地下水の汚染等環境に負荷を与えることのないよう留意する必要がある。

(2) 緑肥作物利用技術

土壤診断（可給態窒素含有量及び土壤有機物含有量を含む土壤の性質の調査・分析）を行い、その結果に基づき、緑肥作物（農地に有機物や養分を供給するために栽培される作物）を栽培して、農地にすき込む技術をいう。

緑肥作物の種類は限定しないものの、有機物や養分に富み、農地にすき込む

ものであり、地域に適合したものを選択することが必要である。

また、本技術の導入に併せて合理的な輪作体系の確立を図ることが望ましい。

なお、選択した緑肥作物の種類によっては、対抗植物としての効果を有するものがあり、この場合は、法第2条第3号の技術である「対抗植物利用技術」を同時に導入しているものとみなす。

2 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高い技術

(1) 局所施肥技術

肥料を作物の根の周辺に局所的に施用する技術をいい、水稻作における側条施肥もこれに含まれる。

本技術の導入においては、肥料による作物への濃度障害を回避する観点から、農作物の種類、肥料の種類等に応じて施肥する位置等を調整する必要がある。

また、労働時間の軽減を図る観点から、側条施肥田植機や畠立マルチ施肥機等局所施肥と同時に他の生産行程を行う農業機械を積極的かつ効率的に利用することが望ましい。

(2) 肥効調節型肥料施用技術

本技術は、普通肥料のうち、いわゆる被覆肥料、化学合成緩効性肥料及び硝酸化成抑制剤入り肥料を施用する技術をいう。

本技術の導入においては、これらの肥効調節型肥料の種類により肥効パターンが異なることを十分考慮し、農作物の種類、土壤条件及び気象条件に応じて肥料の種類を選択する必要がある。

(3) 有機質肥料施用技術

有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術をいう。

施用する種類や量については、土壤診断の結果、農作物の種類、含有する肥料成分量等を勘案して適正と考えられるものとし、過剰な施用や未熟な肥料の施用により、作物の生育や品質を悪化させ、又は環境に著しい負荷を与えることのないよう留意する必要がある。

なお、本技術で利用される肥料には、いわゆる有機入り化成肥料も含まれるが、上記の二つの技術が、化学肥料の使用を3割程度低減することが可能であることを考慮すれば、有機質由來のものが原料ベースで3割以上含まれているものを使用することが望ましい。

3 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いもの

(1) 温湯種子消毒技術

種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術をいう。

本技術の導入においては、浸漬する温度や時間により防除効果や発芽率等が変動することから、適切な条件の下で行うことが必要である。

(2) 機械除草技術

有害植物（有害動物の発生を助長する植物を含む。）を機械的方法により駆除する技術をいう。

本技術の導入においては、除草用機械による除草を効率的に行えるよう、農作物の栽植様式の調節や場の規模に応じた機械の種類の選択を行うことが必要である。

なお、本技術には、畦畔における有害動物の発生を助長する植物を機械的方法により駆除する技術が含まれる。

(3) 除草用動物利用技術

有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いを行う技術をいう。

具体的には、アイガモ又はコイを利用した水稻作が想定されるが、このほか、都道府県農業試験場等で駆除効果が明らかとされた小動物を利用するものも含

まれる。

本技術の導入においては、除草用動物が野犬等の外敵の被害を受けないよう、柵等で保護するなど適切な条件で行うことが必要である。

(4) 生物農薬利用技術

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 1 条の 2 第 2 項の天敵であって、同法第 2 条第 1 項又は第 15 条の 2 第 1 項の登録を受けたものを利用する技術をいい、捕食性昆虫、寄生性昆虫のほか、拮抗細菌、拮抗糸状菌等を導入する技術及びバンカーリング（天敵の増殖又は密度の維持に資する植物をいう。）を栽培する技術等が含まれる。

本技術の導入においては、害虫の発生密度や施設内の温度湿度等により防除効果が変動することから、適切な条件の下で行うことが必要である。

(5) 対抗植物利用技術

土壤中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。

対抗植物の種類は限定しないものの、都道府県農業試験場等で防除効果が明らかにされ、地域の特性に適合したものを選択することが必要である。

また、本技術の導入においては、対抗植物の防除効果は特異性が高いことから、防除対象とする線虫等有害動植物の種類に応じて、その種類を選択することが必要であるとともに、合理的な輪作体系の確立を図ることが望ましい。

なお、対抗植物には、有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する植物のみでなく、有害動植物の土壤中における密度を下げる等の効果が期待される非寄生植物も含まれる。

(6) 抵抗性品種栽培・台木利用技術

有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。

抵抗性品種・台木の種類は限定しないものの、都道府県農業試験場等で防除効果が明らかにされ、防除対象とする有害動植物の種類や地域の特性に適合したものを選択することが必要である。

(7) 土壤還元消毒技術

土壤中の酸素の濃度を低下させることにより、土壤中の有害動植物を駆除する技術をいう。

具体的には、畑において、有機物を施用するとともに、土壤中の水分を十分高めた上で、資材により被覆した状態を継続する技術のほか、都道府県農業試験場等で防除効果が明らかにされた技術が含まれる。

なお、土壤を被覆する資材については、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等の環境負荷を与える恐れがある資材もあることから、使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。また、施用する有機物については、肥料成分を含有していることから、過剰な施肥につながらないよう留意する必要がある。

(8) 熱利用土壤消毒技術

土壤に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壤中の有害動植物を駆除する技術をいう。

具体的には、太陽熱土壤消毒技術、熱水土壤消毒技術及び蒸気土壤消毒技術である。

本技術の導入においては、気候条件や土壤条件等により防除効果が変動することから、地域の特性に適合したものを選択することが必要である。

なお、土壤に熱を加える前にその表面を資材で被覆する場合については、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等を引き起こす恐れがある資材もあることから、その使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。

(9) 光利用技術

有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいう。

具体的には、シルバーフィルム等の反射資材、粘着資材、非散布型農薬含有

テープ、黄色灯及び紫外線除去フィルムを利用する技術である。

なお、粘着資材の利用と生物農薬利用技術を組み合わせて行う場合は、粘着資材で天敵を捕殺しないよう注意する必要がある。

(10) 被覆栽培技術

農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。

具体的には、べたかけ栽培技術、雨よけ栽培技術、トンネル栽培技術、袋かけ栽培技術、防虫ネットによる被覆栽培技術等である。

本技術の導入において、有害動植物による被害を予防する観点から、最適な被覆資材の選択、被覆状態の維持を行うことが必要である。

なお、本技術に用いられる資材は、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等を引き起こす恐れがある資材であることから、使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。

(11) フェロモン剤利用技術

農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたもののを利用する技術をいう。

本技術の導入において、害虫の発生密度や場の規模等により防除効果が変動することから、適切な条件で行うことが必要であるとともに、併せて発生予察を行うことが望ましい。

(12) マルチ栽培技術

土壤の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術をいう。

本技術の導入においては、まん延防止効果を維持する観点から、最適な被覆資材の選択、被覆状態の維持を行うことが必要である。

また、本技術には、わら類、被覆植物によるマルチ栽培技術も含まれる。

なお、本技術に用いられる資材は、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等を引き起こす恐れがある資材であることから、使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。

農作物別導入技術一覧表

項目 作物名	有機物資材施用技術		化学肥料低減技術			化学農薬低減技術												適応区域			
	1	2	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
	たい肥等 有機物資 材施用技 術	緑肥作物 利用技術	局所施肥 技術	肥効調節 型肥料施 用技術	有機質肥 料施用技 術	温湯種子 消毒技術	機械除草 技術	除草用動 物利用技 術	生物農薬 利用技術	対抗植物 利用技術	抵抗性品 種栽培・ 台木利用 技術	土壤還元 消毒技術	熱利用土 壤消毒技 術	光利用技 術	被覆栽培 技術	フェロモン 剤利用技 術	マルチ栽 培技術	岡山平野	吉備高原	津山盆地	中国山地
1 水稻	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						○	○	○	○	
2 麦類	○		○	○	○	○	○										○	○	○	○	
3 大豆	○		○	○	○		○		○				○		○	○	○	○	○	○	
4 小豆	○		○	○	○		○		○				○		○	○	○	○	○	○	
5 そば	○		○	○	○		○		○						○	○	○	○	○	○	
6 茶	○		○	○	○		○		○					○		○	○	○	○	○	
7 飼料用米	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○	○	○	○	○	○	
8 WCS用イネ	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○	○	○	○	○	○	
9 いぐさ	○		○	○	○								○			○					
10 もも	○	○	○	○	○		○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	
11 ぶどう 大中粒種	○	○	○	○	○		○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	
12 みかん	○	○	○	○	○		○		○					○	○	○	○	○	○		
13 なし	○	○	○	○	○		○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	
14 キウイフルーツ	○	○	○	○	○		○								○	○	○	○	○	○	
15 いちじく	○	○	○	○	○		○				○						○	○	○	○	
16 うめ	○	○	○	○	○		○									○	○	○	○	○	
17 かき	○	○	○	○	○		○										○	○	○	○	
18 なす	○	○	○	○	○		○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	
19 トマト	○	○	○	○	○		○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	
20 ほうれんそう	○	○	○	○	○				○		○			○	○	○	○	○	○	○	
21 ねぎ	○	○	○	○	○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	
22 青ねぎ	○	○	○	○	○				○					○			○	○	○	○	
23 かぶ	○	○	○	○	○		○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	
24 しゅんぎく	○	○	○	○	○	○			○					○	○	○	○	○	○	○	
25 こまつな	○	○	○	○	○				○		○			○	○	○	○	○	○	○	
26 みずな	○	○	○	○	○				○		○			○	○	○	○	○	○	○	
27 さんとうさい	○	○	○	○	○				○		○			○	○	○	○	○	○	○	
28 チンゲンサイ	○	○	○	○	○				○		○			○	○	○	○	○	○	○	
29 いちご	○	○	○	○	○				○					○	○	○	○	○	○	○	
30 きゅうり	○	○	○	○	○		○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	
31 キャベツ	○	○	○	○	○		○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	
32 はくさい	○	○	○	○	○		○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	
33 レタス	○	○	○	○	○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	
34 だいこん	○	○	○	○	○				○		○			○	○	○	○	○	○	○	
35 にんじん	○	○	○	○	○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	
36 たまねぎ	○	○	○	○	○				○					○	○	○	○	○	○	○	
37 かぼちゃ	○	○	○	○	○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	
38 ピーマン	○	○	○	○	○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	
39 アスパラガス	○		○	○	○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	
40 紅ずいき	○	○	○	○	○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	
41 ブロッコリー	○	○	○	○	○		○		○		○			○	○	○	○	○	○	○	
42 にら	○	○	○	○	○		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	
43 とうがん	○	○	○	○	○		○		○			○		○	○	○	○	○	○	○	
44 ズッキーニ	○	○	○	○	○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	
45 バレイショ	○	○	○	○	○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	
46 スイートコーン	○	○	○	○	○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	
47 ごぼう	○	○	○	○	○		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	
48 ミニトマト	○	○	○	○	○		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	
49 にんにく	○	○	○	○	○		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	
50 トレビス	○	○	○	○	○		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	
51 さつまいも	○	○	○	○	○				○		○			○	○	○	○	○	○	○	
52 さといも	○	○	○	○	○				○					○	○	○	○	○	○	○	
53 しょうが																					